

政令第 号

瀬戸内海環境保全特別措置法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、瀬戸内海環境保全特別措置法の一部を改正する法律（令和三年法律第五十九号）附則第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

瀬戸内海環境保全特別措置法の一部を改正する法律の施行期日は、令和四年四月一日とする。



## 理由

瀬戸内海環境保全特別措置法の一部を改正する法律の施行期日を定める必要があるからである。